

立教英國学院 新寄宿舎建設寄附金 募集要項

総事業費 5.38億円

寄附金募集額 1.5億円

目的 立教英國学院新寄宿舎建設のため

お申込金額 法人 1口 50万円 できれば2口以上
(ご都合に応じ、金額に関わらず有難く頂戴いたします。)

募集期間 2014年4月1日～ 2015年3月31日

お振込方法 海外子女教育振興財団所定の寄附申込書に必要事項をご記入のうえ、
同財団あてにお送りください。

ご不明の点は、立教英國学院本校ないし東京事務所にお問い合わせください。

お問合せ先 [イギリス] RIKKYO SCHOOL IN ENGLAND
Guildford Road, Rudgwick, West Sussex RH12 3BE U.K.
Tel : +44 (-0) 1403-822107 / Fax : +44 (-0) 1403-822535

[日本] 立教英國学院東京事務所
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-34-1 立教学院内
Tel / Fax : (03) 3985-2785

寄附金に対する税制上の優遇措置

この寄附金は、次のような税制上の優遇措置を受けられます。

■ この寄附は、海外子女教育振興財団経由となります。

新寄宿舎建設に関する立教英國学院への寄附については、特定公益増進法人である「公益財団法人 海外子女教育振興財団」の「主たる目的である業務に関連する寄附金」という形で扱われます。

したがって、寄附金振込先および寄附金領収書は同財団扱いとなり、最終的に寄附金は同財団からの学校施設等援助金として全額が立教英國学院に支払われます。

■ 法人(民間企業等)が寄附をした場合の税の優遇措置について

法人(民間企業等)が特定公益増進法人に対して寄附をした場合は、その他一般寄附金として寄附した金額の損金算入限度額とは別枠で、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入されます。

その証明のためには、海外子女教育振興財団発行の「寄附金領収書」が必要です。

特別損金算入限度額とは、(資本金等の額の0.375%+寄附金支払い前の所得金額の6.25%)×1/2となります。

注) 特定公益増進法人に対して法人が支出した寄附金のうち、特別損金算入されなかった部分については、他の一般寄附金とあわせて(資本金等の額の0.25%+寄附金支払い前の所得金額×2.5%)×1/4を限度として損金算入されます。

以上